

東播磨港台風対策実施要綱

昭和 55 年 9 月 4 日 制定
平成 18 年 3 月 9 日 一部改正
平成 22 年 7 月 14 日 一部改正
平成 24 年 8 月 1 日 一部改正
平成 27 年 6 月 23 日 一部改正
平成 28 年 6 月 21 日 一部改正
令和 元年 7 月 3 日 一部改正
令和 3 年 7 月 2 日 一部改正
令和 4 年 6 月 30 日 一部改正
令和 7 年 6 月 24 日 一部改正

1 総 則

- (1) 台風の接近により東播磨港在泊船舶に影響が及ぶおそれがある場合において、東播磨港長、第五管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長（以下「港長等」という。）から船舶に対し、港則法の規定に基づく勧告が発出されたときは、各船舶は、2 項目（1）及び（2）に定める措置をとるものとする。
- (2) 在泊船舶及び台風津波対策部会員は、台風接近のおそれがあるときは可能な情報入手手段により台風情報を把握し、港長等から勧告が発出されたら速やかに対応がとれるよう必要な準備を行うものとする。
- (3) 発達した低気圧により東播磨港在泊船舶に影響が及ぶおそれがある場合においても、本実施要綱を準用する。

2 実施要領

- (1) 台風等が接近するおそれがある場合

区分		台風の状況	措 置 内 容
第一 体制	（警戒 勧告）	台風が東播磨港に接近するおそれがあるとき。	在港各船は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難態勢を整えること。

第二体制	(大型船等避難勧告)	東播磨港が台風の暴風警戒域に入るおそれがあるとき。	1 総トン数 10,000 トン以上の船舶は、原則として港外に避難すること。 2 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせる。 3 工事作業船等は作業を中止し、安全な場所に避難すること。 4 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。 5 避難船舶は ① 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ② 船橋当直員・無線当直員を配置すること。 ③ AIS 搭載船舶は AIS の常時作動を確認すること。
	(全船舶避難勧告)	東播磨港が台風の暴風警戒域に入ることが必至と考えられるとき、あるいは在泊船舶が重大な影響を受けるおそれがあるとき。	1 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。 2 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、状況に応じた安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。 3 避難船舶は ① 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 ② 船橋当直員・無線当直員を配置すること。 ③ AIS 搭載船舶は AIS の常時作動を確認すること。

	解除	台風の影響圏外になったと判断されるとき。	避難した船舶は、気象の状況、港内の状況等に留意し避難を解除できる。
--	----	----------------------	-----------------------------------

注1：在泊船舶が避難勧告に応じない場合で、当該船舶及び付近船舶交通に危険が生じるおそれがある場合には、港長から港則法の規定に基づいて退去命令が出されることがある。

注2：避難勧告解除後、避難した船舶が再入港する際に港口付近において著しい混雑が予想される場合は港長から入港順序の指定等必要な措置がとられる場合がある。

(2) 風速 40m/s 以上の台風が瀬戸内海中部に接近するおそれがある場合

- ① 第五管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長が発令する海上交通安全法第 32 条第 2 項及び港則法第 48 条第 1 項に基づく勧告の内容を遵守すること。
- ② 事務局（加古川海上保安署）は、海上交通安全法第 32 条第 2 項及び港則法第 48 条第 1 項に基づく勧告の発令、解除があった際は、所定の情報伝達手段により、速やかに勧告内容を伝達する。

(3) 情報伝達・周知方法

- ① 勧告及び措置内容は、東播磨港長から部会員あて電話、電子メールにより伝達される。
メールによる伝達が困難な場合（設備がない等）や要望がある部会員に対しては FAX により伝達を行う。
- ② 部会員は、関係船舶に伝達するとともに措置内容を徹底する。
- ③ 上記のほか、巡視艇の拡声器等による周知及び姫路海上保安部 海の安全情報（沿岸地域情報提供システム）への掲載。

(4) 情報伝達の内容

勧告及び措置内容は、別添「情報伝達例文」に倣って伝達する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ : ____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第一体制（警戒勧告）

**TYPHOON/LOW PRESSURE
ALERT RECOMMENDATION BY LAW**

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

台風 ____ 号の接近に伴い、港則法第 39 条第 4 項の規定に基づき、東播磨港における船舶に対し、下記の措置をとるよう勧告する。

勧告日時： ____ 年（Y） ____ 月（M） ____ 日（D） ____ : ____ JST

記

台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難態勢を整えること。

Typhoon No. ____ is approaching.

All ships are requested to monitor the movement of the typhoon and take appropriate actions for immediate evacuation such as having the crew and engine ready.

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ : ____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第二体制（大型船等避難勧告）
EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW
FOR LARGE VESSELS

東播磨港長
Captain of the Port, Higashiharima

台風 ____ 号の接近に伴い、港則法第 39 条第 4 項の規定に基づき、東播磨港における大型船等に対し、下記の措置をとるよう勧告する。

勧告日時： ____ 年（Y） ____ 月（M） ____ 日（D） ____ : ____ JST

記

- 1 総トン数 10,000 トン以上の船舶は、原則として港外に避難すること。
- 2 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として入港を見合わせること。
- 3 工事作業船等は作業を中止し、安全な場所に避難すること。
- 4 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
- 5 避難船舶は
 - ① 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ② 船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - ③ AIS 搭載船舶は AIS の常時作動を確認すること。

Typhoon NO. ____ is approaching.

- 1 Vessels 10,000G/T or more are requested to move out of the port limit.
- 2 Vessels more than 1,000G/T are requested not to enter the port.
- 3 Work boats are requested to stop their work and evacuate to a safe place.
- 4 Vessels less than 1,000G/T are requested to be ready for evacuation.
- 5 The refuge vessels
 - ① Maintain communication with Japan Coast Guard. For example, maintain a continuous listening watch on VHF ch16.
 - ② Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.
 - ③ Maintain AIS in operation at all times.

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ : ____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位

発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署

TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第二体制（全船舶避難勧告）

EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW FOR ALL VESSELS

東播磨港長

Captain of the Port, Higashiharima

台風 ____ 号の接近に伴い、港則法第 39 条第 4 項の規定に基づき、東播磨港における全船舶に対し、下記の措置をとるよう勧告する。

勧告日時： ____ 年（Y） ____ 月（M） ____ 日（D） ____ : ____ JST
記

- 1 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 2 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し厳重な警戒措置をとること。
- 3 避難船舶は
 - ① 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - ② 船橋当直員・無線当直員を配置すること。
 - ③ AIS 搭載船舶は AIS の常時作動を確認すること。

1 Vessels 1,000G/T or more are requested to move out of the port limit.

2 Vessels less than 1,000G/T are requested to evacuate to safe place and take appropriate actions against the typhoon.

3 The refuge vessels

- ① Maintain communication with Japan Coast Guard. For example, maintain a continuous listening watch on VHF ch16.
- ② Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.
- ③ Maintain AIS in operation at all times.

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ : ____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位
発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署
TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第一体制（警戒勧告）解除
LIFTING OF TYPHOON/LOW PRESSURE
ALERT RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長
Captain of the Port, Higashiharima

東播磨港が台風 ____ 号の影響圏外となったので、下記時刻をもって警戒勧告を解除する。

Typhoon No ____ has passed.

Typhoon Alert recommended by law have been lifted in Higashiharima
port at the following time:

解除日時 : ____ 年 (Y) ____ 月 (M) ____ 日 (D) ____ : ____ JST

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ : ____ 発表

宛 先 東播磨港台風津波対策部会 各位
発信者 東播磨港台風津波対策部会事務局 加古川海上保安署
TEL 079-435-0671

東播磨港台風津波対策部会の連絡系統により関係船舶に周知方お願いします。

第二体制（避難勧告解除）

LIFTING OF EVACUATION RECOMMENDATION BY LAW

東播磨港長
Captain of the Port, Higashiharima

東播磨港が台風 ____ 号の影響圏外となったので、下記時刻をもって避難勧告を解除する。

Typhoon No. ____ has passed.

Evacuation recommended by law have been lifted in Higashiharima port at the following time:

解除日時： ____ 年（Y） ____ 月（M） ____ 日（D） ____ : ____ JST